

仙台港コンテナ利用促進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、仙台港コンテナ利用促進協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会運営の円滑を期するため、事務局を会長会社内に置く。

2. 事務局に、事務局長を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、仙台国際貿易港におけるコンテナの利用を促進し、コンテナ貨物の拡大を図るため、港湾管理者や関係振興団体等と密接に連携し、ポートセールスの推進、並びにコンテナ利用環境の整備に資する事業を推進すると共に、港湾関係機関、並びに会員相互の協調を図ることにより、東北地域の産業振興と経済発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) ポートセールス活動への提言と参画
- (2) コンテナ利用環境の整備に関する提言と参画
- (3) コンテナの利用促進に資する情報の提供
- (4) 港湾関係機関及び会員相互間の連絡協調
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同して入会した者とする。

(入会及び退会)

第6条 本会への入会は、第5条に該当する者で、入会届けを提出し役員会の承認を得て、入会することができる。

2. 本会からの退会は、次の事項に該当したとき、及び役員会で認めたときは退会するものとする。

- (1) 退会の申し出をしたとき
- (2) 会費を長期間滞納したとき
- (3) 本会の目的に反し、又は著しく会の秩序を乱したとき

(4) 会社の解散、連絡不能等、退会とする相当の理由があるとき。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 理事は役員会に参画し、会務の審議を行う。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2. 顧問及び相談役は総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2. 会議は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2. 通常総会は、年1回開催する。
- 3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上の要求があつ

たとき開催する。

(総会の成立)

第14条 総会の成立は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とする。

2. 総会で議決するときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(総会に付議すべき事項)

第15条 総会に付議し、議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他役員会で必要と認めた事項

(総会の決議等の省略)

第16条 会長又は役員が2分の1以上もしくは過半数の会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員が2分の1以上の要求があったとき開催する。

2. 役員会は、会長、副会長、理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他本会の運営及び事業の執行に関する事項

3. 監事は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る

(役員会の成立)

第18条 役員会の成立は、役員（監事を除く）の2分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とする。

2. 役員会で議決するときは、出席役員（監事を除く）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(役員会の決議等の省略)

第19条 会長又は役員（監事を除く）の2分の1以上が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき役員（監事を除く）の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(専決処分)

第20条 総会の議決を経なければならない事項で緊急を要するものについては、会長は役員会に付議し、専決処分することが出来る。ただし、次期総会に報告し承認を受けなければならない。

(専門委員会)

第21条 本会は前条の事業を推進するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員会の運営要領は別に定める。

(経費の支弁)

第22条 本会の経費は通常会費及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第23条 本会の通常会費は年会費として、一社20,000円とする。
ただし、必要があるときは、臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第24条 本会の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付 則) この規約は、昭和62年11月1日から実施する。

この規約は、平成7年2月6日から施行する。

この規約は、平成9年8月27日に改正

この規約は、平成13年5月25日に改正

この規約は、平成18年6月6日に改正

この規約は、平成19年6月25日に改正

この規約は、平成25年6月21日に改正

この規約は、令和2年6月25日改正、同日より施行する。